

世田谷区立学校統合基盤及び
運用保守業務委託
プロポーザル実施要領

令和8年2月
世田谷区

1 趣旨

1.1 背景

世田谷区教育委員会では、教職員の校務の軽減を目的として平成19年度に校務支援システムを導入、平成29年度には1度目、令和4年度に2度目のシステムの更改を行い、これまで運用を行っている。

現在の統合型校務支援システム（以下、校務系とする）は、管理情報に児童・生徒の機微情報を取り扱うことから、クラウド上ではあるが、閉域のネットワークとして構築している。

そのため、学習データを管理しているネットワーク（以下、学習系とする）や、外部の様々なインターネット接続を前提とするサービスとの連携は、その都度、セキュリティやトラフィックを勘案し、最適な仕組みを別途設計構築する必要があり、予算的にも業務負荷的にも大きいため、安易に変更する事が困難であり、改善の余地が残されている。

GIGAスクール構想に基づき小・中学校の児童・生徒1人1台に配備されたタブレット端末（iPad）による学びは進んでおり、日々学習データが学習アプリのクラウド上に蓄積されているが、校務系とのデータ連携はセキュリティの問題もあり、利活用は限定的となっている。

1.2 本事業の目的

こうした課題を解決するため、教育委員会で扱う基盤をクラウド上で、校務系と学習系を統合整備した基盤を構築し、児童・生徒の状況をなるべく少ない手間で把握できるようにすることで教育の質を向上させるとともに、効率的な校務の実現、教員の働き方改革を行っていくことが可能な基盤を整備し、コスト削減も図る必要がある。

また今回の調達は基盤部分のみであり、統合型校務支援システムの構築は含まない。

文部科学省からは、統合型校務支援システムの都道府県単位での共同調達を進める方針が出されており、今回の基盤は、東京都の用意する統合型校務支援システムか、世田谷区で既に構築している、統合型校務支援システムへの接続・連携が必要となる。

今後は、東京都教育庁が示す共同調達や統合基盤等との連携・移行についても、視野に入れた提案が必要となる。

以上を踏まえ、「世田谷区立学校統合基盤及び運用保守業務委託」の委託先事業者をプロポーザル方式により選定するための手続に必要な事項を定めるものである。

2 事業の概要

2.1 契約予定件名

① 令和8年度

世田谷区立学校統合基盤要件定義作業委託

② 令和9年度

世田谷区立学校統合基盤構築作業委託

③ 令和10年度～令和14年度

世田谷区立学校統合基盤運用保守業務委託（長期継続契約）

2.2 委託内容

別添の「世田谷区立学校統合基盤及び運用保守業務委託提案要求説明書」のとおり。

2.3 履行期間

① 令和8年6月から令和9年3月31日まで

② 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

③ 令和10年4月1日から令和15年3月31日まで

※①の契約については、当該業務に係る令和8年度予算が議決し、予算の配当がなされることを条件とする。

※②の契約については、当該業務に係る令和9年度予算が議決し、予算の配当がなされること、①の履行状況が良好であることを条件とする。

※③の契約については、当該業務に係る令和10年度予算が議決し、予算の配当がなされること、②の履行状況が良好であることを条件とする。

ただし、契約締結後であっても、当該契約に係る区の歳出予算の減額又は削減があった場合、当該契約を変更又は解除することができるものとする。

※令和12年度末時点で事務局にて「安定運用」や「事務改善」や「経費削減」の取り組み等により、高く評価された場合（令和13年2月に判定会議を行う予定）には、運用期間を5年間（令和20年3月31日まで）は延長できるものとする。なお、東京都教育庁の構築する統合基盤が順調に整備された場合であっても、令和14年度までは、今回構築する基盤は維持する予定である。

2.4 提案限度額（いずれも消費税及び地方消費税含む）

契約①： 376,673,000円

契約②： 1,173,139,000円

契約③： 3,202,174,690円

<内訳>

令和10年度： 867,484,530円

令和11年度： 799,756,540円

令和12年度： 502,756,540円

令和13年度： 516,088,540円

令和14年度： 516,088,540円

※提案書の提出にあたっては、令和8年度～令和14年度の見積書をそれぞれ添付すること。

※金額の算出にあたっては、契約履行期間の総額を記載するとともに、ライセンス手配や運用保守等の経費を分けて記載すること。

3 プロポーザル方式を採用する具体的理由

本業務は、世田谷区の教育DX推進に向けて、既存の校務支援システム等を統合・再構築し、クラウド基盤への移行や運用保守を含む高度かつ複雑な作業が求められる。区独自の運用体制やセキュリティ要件、端末管理など、柔軟かつ専門的な対応が必要であるため、単なる価格競争による入札方式では適切な事業者選定が困難である。企画・遂行能力や実績、運用体制等を総合的に比較審査できるプロポーザル方式を採用する。

4 参加資格

提案書提出時において、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ① 世田谷区の競争入札参加資格を有していること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること。
- ③ 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- ⑤ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」または国際規格ISO／IEC27001の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」の認証を取得（取得申請中を含む。）していること。
- ⑥ 「世田谷区立学校統合基盤及び運用保守業務委託事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

構成員は以下の通り。

	所 属 等	氏 名
委員長	国際大学グローバルコミュニケーションセンター 準教授・主幹研究員	豊福 晋平
副委員長	教育総合センター長	宇都宮 聰
委員	教育政策・生涯学習部 教育総務課長	山本 久美子
	学校教育部 教育指導課長	山本 修史
	DX推進担当部 DX推進担当課長	齊藤 真徳
	世田谷区立三軒茶屋小学校長	飯田 泰三
	世田谷区立梅丘中学校長	石綿 健一郎

上記の委員は公告時点のものである。人事異動により新たに着任した委員が事業者に所属することになった等、本要件を満たさなくなったときは、その時点で参加資格を失うものとする。なお、委員の変更があったときは、区が参加表明書を受領した者に通知する。ただし、区による参加資

格の確認や提案書の選定の結果、本委託契約の相手方として特定する予定のない事業者は除く。

⑦複数の企業が共同連帯して参加する場合（「共同事業体」という。）は、以下の要件を満たしていること。なお、共同事業体の構成企業は、単独又は他の共同事業体の構成企業として、本件に参加することができないものとする。

- ・共同事業体は5社以内で構成されること。
- ・共同事業体は自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。
- ・共同事業体は、構成企業間で代表企業を選定すること。
- ・「4 ①～⑥」の要件を共同企業体の全構成事業者が満たすこと。

5 説明書の交付期間、場所及び方法

5.1 交付期間

令和8年2月13日（金）～2月27日（金）午後5時まで

5.2 場所及び方法

世田谷区ホームページからダウンロード

<https://www.city.setagaya.lg.jp/03677/29531.html>

世田谷区トップページ > 区政情報 > 契約・入札情報 > 発注情報 > 現在実施中のプロポーザル情報 > 子ども・教育・若者支援

6 参加表明書の提出期限・方法

6.1 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、「4 参加資格」を確認の上、様式1「参加表明書」に必要事項を記入して代表者印を押印し、その他提出書類一式と併せて提出すること。

- ① 様式1「参加表明書」（別紙を含む。）
- ② プライバシーマークの付与認定の証明書類（認定証写し等）
- ③ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度認証に関する証憑（認定証写し等）
- ④ 納税証明書（都道府県民税・市町村民税）※直近1年分
- ⑤ 法人（事業）概要（パンフレット等）

※上記②、③については、少なくとも一方は提出すること。

6.2 提出期限

令和8年2月27日（金）午後5時（必着）

6.3 提出方法

「16 担当」に記載の部署に直接持参すること（郵送不可）。

なお、受付時間は、土曜・日曜・祝日を除く、午前9時から午後5時までの間とする。

7 参加資格審査

様式1「参加表明書」の提出があった場合には、「4 参加資格」に定める参加資格の有無について審査する。

審査結果については、令和8年3月4日（水）に、様式1「参加表明書」に記載の事業者の電子メールアドレスあてにメールで通知する。

8 提案書等の提出

8.1 提出書類

8.1.1 提案書（正本1部及び副本1部）

- ・副本には、会社名がわからないように事業者名や所在地、事業者名を用いた商品名等を削除するか黒塗りして隠すこと。
- ・「提案要求説明書」を確認し、別添「提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）により作成すること。

8.1.2 見積書（1部）

- ・様式4を参照の上、令和8年度～令和14年度の見積書をそれぞれ添付し、各経費の内訳が分かるように詳細な見積書を作成すること。また、金額の算出にあたっては、契約履行期間の総額を記載するとともに、システム導入、導入支援等の経費を分けて記載すること。
- ・※見積に関する参考資料がある場合、任意で提出できるものとする。

8.2 共同提案

共同企業体で提案する場合は、代表構成員が提出すること。

共同企業体で参加する場合、作成要領に記載の書類に加え、「共同企業体構成書」及び「共同企業体協定書兼委任状」（様式3-1、3-2）を提出すること。

8.3 提出期限

令和8年4月17日（金）午後5時（必着）

8.4 提出方法

電子申請サービス（LoGoフォーム）または電子メールにて提出すること。

※電子申請またはメール送信後、電話により「16 担当」に記載の区担当者あて受信確認を行うこと。

9 辞退について

参加表明後に、何らかの事情により辞退する場合は、理由を付して「提案辞退届」（様式2）を「16 担当」に記載の部署に提出すること。

10 質問について

10.1 質問の方法

①電子申請サービス（LoGoフォーム）で受け付ける。

②事業者名、担当者名、電話番号、回答先メールアドレスを記載すること。

※フォーム送信後、電話により「16 担当」に記載の区担当者あて受信確認を行

うこと。

10.2 質問提出締切

令和8年3月11日（水）午後5時

10.3 回答方法

メールで回答する。質問及び回答は質問者を伏せたうえで、令和8年3月18日（水）までに全事業者に送付する予定である。

11 審査及び審査結果の通知

11.1 審査

「世田谷区立学校統合基盤及び運用保守業務委託事業者選定委員会設置要綱」により設置された選定委員会にて審査する。

11.2 選定委員の構成

	所 属 等	氏 名
委員長	国際大学グローバルコミュニケーションセンター 准教授・主幹研究員	豊福 晋平
副委員長	教育総合センター長	宇都宮 聰
委員	教育政策・生涯学習部 教育総務課長	山本 久美子
	学校教育部 教育指導課長	山本 修史
	DX推進担当部 DX推進担当課長	齊藤 真徳
	世田谷区立三軒茶屋小学校長	飯田 泰三
	世田谷区立梅丘中学校長	石綿 健一郎

11.3 提案書を特定するための評価基準

提案書の内容については以下の基準により審査を行う。

11.3.1 情報セキュリティ及びコンプライアンス推進体制

11.3.2 業務実績（令和8年3月時点で稼働中のもの）

11.3.3 業務実施体制

11.3.4 提案コンセプト

11.3.5 システム基盤の構成

11.3.6 業務工程管理

11.3.7 提案内容（校内通信ネットワーク、学習用iPad端末、教員用iPad端末及び各種教育用アカウントの運用保守業務）

11.3.8 提案内容（教育DXに関する環境整備及び区の取組み支援）

11.3.9 構築作業

11.3.10 保守運用作業

11.3.11 追加提案

11.3.12 見積経費の妥当性

11.4 審査方法

「世田谷区立学校統合基盤及び運用保守業務委託提案書評価基準表」に基づき、提案書、見積額、プレゼンテーション内容を総合して評価し、その結果、最も優れた事業者を契約候補者として選定する。

11.4.1 書面審査

提案書、見積書により総合的に審査を行う。

11.4.2 プレゼンテーション審査

書面審査結果の上位3社程度について、プレゼンテーションを行う。選定委員は「世田谷区立学校統合基盤及び運用保守業務委託提案書評価基準表」を基に、提案書について、必要に応じて採点結果の修正を行う。

※1事業者につき約30分とする。(プレゼンテーション20分、質疑応答10分)

※審査を行う上で疑問点や確認事項が生じた場合は、担当課より個別に照会することがある。

11.5 審査結果の通知

選定結果は、すべての提案者に対して令和8年5月下旬に文書で通知する(予定)。

12 契約の締結

上記「11 審査及び審査結果の通知」により特定された「契約優先交渉相手方」と契約締結の交渉を行う。契約不調の場合は、評価により順位付けられた上位の事業者から順に、契約締結の交渉を行う。

13 失格事由

次の事項の一つ以上に該当するときは、失格とする場合がある。

- ・ 定められた提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき
- ・ 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないとき
- ・ 提出書類に虚偽の記載をしたとき
- ・ 審査結果に影響を与えるような不当な働きかけを行ったとき
- ・ その他選定に関して不正な行為又は公序良俗に反する行為をした場合
- ・ その他、本実施要領に違反すると認められるとき

14 選定スケジュール

手続開始の公告	令和8年2月13日（金）
参加表明書提出期限	令和8年2月27日（金）午後5時
参加資格確認及び 招請通知発送	令和8年3月4日（水）
質問受付締切	令和8年3月11日（水）午後5時
質問回答予定日	令和8年3月18日（水）
提案書提出期限	令和8年4月17日（金）午後5時
書類審査	令和8年4月下旬～上旬
書類審査結果通知	令和8年5月11日（月）
プレゼンテーション	令和8年5月中旬～下旬 ※実施時期は別途通知する
評価結果通知	令和8年5月下旬

15 その他留意事項

- 15.1 提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- 15.2 提出された書類は返却しない。また、企画提案書の著作権は提案事業者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、区は当該企画提案書の内容を無償で使用できるものとする。なお、提出された書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合、その提出者は失格とする。
- 15.3 本実施要領及び別添資料等は、提案の検討以外の目的で使用することを禁じる。
- 15.4 郵送等の送信の未着事故については、区はその責を負わない。
- 15.5 手続きにおいて使用する言語及び通貨 【日本語及び日本国通貨に限る。】
- 15.6 契約保証金 【免除】
- 15.7 契約書作成の要否 【要】
- 15.8 当該業務に直接関連する他の委託契約を、区が当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無 【有】
契約予定件名「ネットワーク機器等移設作業委託」
- 15.9 プロポーザル担当者は、変更しないこと。やむを得ずプロポーザル担当者を変更する場合は、下記「16 担当」に確認を得た上で、書面により変更理由及び変更後のプロポーザル担当者の情報を記載した書面を提出すること。
- 15.10 関連情報を入手するための照会窓口 【下記「16 担当」に同じ】
- 15.11 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号及び名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- 15.12 提出された参加表明書および提案書は返還しない。
- 15.13 提出期限以後の参加表明書および提案書の差替え又は再提出は認めない。
- 15.14 契約金額は、予算の範囲内とする。
- 15.15 契約の締結に関しては、選定された受託者候補者と区とが協議し、委託業務にかかる仕様を確定させた上で契約を締結する。また、仕様書の内容は、受託者と区との協議により詳細を調整した上で最終決定する。
- 15.16 区との契約では単年度で予定価格2,000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。本件は対象案件となるので詳細は別紙1を確認すること。

16 担当

部署 世田谷区教育委員会事務局教育総合センター教育DX推進担当課
住所 〒154-0023 世田谷区若林5-38-1
世田谷区立教育総合センター統合事務室内
電話 03-6453-1506
担当 鵜田、立川